

立 野 台 小 学 校 P T A
規 約 • 細 則

座間市立立野台小学校 P T A

座間市立野台 1-1-3

座間市立立野台小学校 PTA 規約

第 1 章 総則(名称・目的・活動・方針)

- 第 1条 座間市立立野台小学校 PTA(この会の名称)は、事務所を立野台小学校におく。以下、座間市立立野台小学校PTAを「この会」という。
- 第 2条 この会は教育基本法の精神にそって父母と教職員とが協力して家庭と学校、地域社会における児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 3条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動し、他の団体および機関と協力して公教育の充実につとめる。
 - 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするようなことは行わない。
 - 3 この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4 この会は、学校側と教育の問題について話し合い、協力する。
ただし、学校の管理や人事には干渉しない。

第 2 章 会 員

- 第 4条 この会の会員になることができる者は、次のとおりである。
- 1 立野台小学校に在籍する児童の父母、またこれに代わる者。
 - 2 立野台小学校の校長および教職員。
- 第 5条 この会の会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
- 第 6条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第 3 章 会 計

- 第 7条 この会の活動に要する経費は、会費および事業収入等を持ってこれにあてる。
- 第 8条 会費は2,000円(年間)/世帯とし、納入は総会後に一括で行う。
互助会費100円を含む。
転出の際、返金はしない。転入の際、9月30日までに加入の世帯は満額を納入、10月1日以降に加入の世帯は半額を納入する。
- 第 9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役 員

第11条 この会の役員は次のとおりとする。

会長 1 名 [P] ・ 副会長 4 名以下 [P3 名以下・T1 名]

書記 3 名以下 [P2 名以下・T1 名] ・ 会計 3 名以下 [P2 名以下・T1 名]

※総務 2 名以下 [P] 必要に応じて

第12条 1 役員はこの会のひとつの役職にとどめ、兼任は原則として認めない。

2 役員の任期は 1 カ年とし、継続して 6 年を超えないこととする。なお、学校側役員はこのかぎりではない。ただし、座間市 PTA 連絡協議会等の役員の年度は、任期の条件は無しとする 役員の選出は次のとおり行う。

- 1 役員は、役員・会計監査候補者選考委員会(以下「選考委員会」という)の選考を経て総会で承認を得る。
- 2 選考委員会の構成と職務は細則に定める。
- 3 総務の選出については、本部役員経験 2 年以上の者とする。

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会の代表とする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計はこの会のすべての会計事務を処理し、総会において会計監査を経て決算報告をする。
- 4 書記はこの会の活動に関する重要事項を記録し、庶務を担当する。
- 5 総務は全役員を補佐し、全役員事故あるときは、その職務を代行する。

第 5 章 会計監査委員

第15条 この会に会計監査委員 3 名 [P2・T1] を置き、任期を 1 カ年とする。

第16条 会計監査委員は選考委員会の選考を経て総会で承認を得る。

ただし、この会の他の委員を兼ねることはできない。

第17条 1 会計監査委員は、この会の経理を監査しその結果を総会に報告する。

2 委員会には委員長 1 名 [P] と副委員長 1 名 [P] を置き、運営・職務は細則に定める。

第 6 章 分科委員会および委員

第18条 1 この会の活動を推進するために次の分科委員会を置く。

- ①地区代表委員会
- ②学年委員会
- ③たち野まつり実行委員会
- ④成人教育委員会
- ⑤広報委員会
- ⑥選考委員会

第19条 分科委員会の委員の選出は次のとおりである。

- 1 各地区より代表者 1 名を選出し地区代表委員会を構成する。
- 2 高学年より8名、低学年より8名選出し
たち野まつり実行委員会に所属する。
高学年より 5 名、低学年より 5 名選出し
学年委員会、広報委員会、成人教育委員会のいずれかに所属する。
その年度の全委員会より数名選出し選考委員会を構成する。
- 3 分科委員会に所属する教職員の選考は学校側に一任する。

第 7 章 総会および運営

第20条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第21条 総会の定足数は、現会員数の 5 分の 1 以上とする。ただし、定足数の中に委任状を認める。

第22条 総会は定期総会および臨時総会とする。

第23条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があつたとき開催する。

第24条 1 総会の議事は出席者の過半数で決定する。
2 総会の議事運営規定は細則に定める。

第 8 章 全委員会および運営

- 第25条 全委員会は運営委員会(細則第2章第10条1)および分科委員会の委員をもって構成する。
- 第26条 議決を必要とする全委員会の定足数は全委員の3分の1以上とする。
- 第27条 総会に次ぐ決議機関で必要に応じて会長が招集し、次の職務を行う。
- ① 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて補充
 - ② 運営委員会から提出された議案の審議
 - ③ 細則の改廃についての審議
 - ④ その他緊急事項についての審議
- 第28条 1 議事は出席者の過半数で決める。
- 2 議事運営等については総会に準ずる。

第 9 章 役員会および各種委員会の設置

- 第29条 1 この会の運営のため次の会を置く。
- ① 役員会
 - ② 運営委員会
 - ③ 各分科委員会
 - ④ 必要に応じて臨時委員会を置く
- 2 この会の構成・職務は細則に定める。
- 3 この会は、運営委員会の合意のもとに、必要な事業を推進するための実行委員会を結成することができる。なお、実行委員会の構成・職務についての規定はもうけない。

第 10 章 細 則

- 第30条 この会の運営に関する必要な細則は別にもうける。細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会が全委員会の同意を経て定める。

第 11 章 改 正

- 第31条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付則

規約は昭和 52 年 4 月 23 日から効力を発生する。

一部改正	平成元年 5 月 6 日
〃	平成 3 年 5 月 10 日
〃	平成 4 年 5 月 15 日
〃	平成 14 年 5 月 2 日
〃	平成 15 年 5 月 2 日
〃	平成 25 年 4 月 26 日
〃	平成 26 年 4 月 28 日
〃	平成 28 年 4 月 25 日
〃	令和 2 年 5 月 日
〃	令和 3 年 4 月 26 日
〃	令和 4 年 4 月 25 日
〃	令和 5 年 4 月 25 日
〃	令和 6 年 4 月 25 日

座間市立立野台小学校 PTA 細則

第 1 章 総会および議事運営

- 第 1条 総会は、規約第7章の規定にもとづいて行う。
- 第 2条 議長には総会出席者の中から2名[P1・T1]を選出する。また書記も同じ手続きを経て選出する。
- 第 3条 議長は、提出された議事にしたがって総会を民主的に運営するためにつとめる。
- 第 4条 定期総会は運営委員会および選考委員会より提出された次の議案をもとに審議する。
- ① 前年度の活動報告
 - ② 決算報告
 - ③ 役員・会計監査の承認
 - ④ 行事計画
 - ⑤ 予算案
 - ⑥ その他提出された議案
- 第 5条 緊急動議が提案された場合、議長は出席者にはかり、取り上げ審議する。
- 第 6条 書記は、議事に関する記録を正確に取り、議長に提出する。
- 第 7条 議長は、議事録を確認し、署名もしくは捺印して会長に提出する。
- 第 8条 臨時総会は規約第23条にもとづいて開催し、すべての運営は定期総会の規定に従う。

第 2 章 役員会および各種委員会の構成と職務

- 第 9条 役員会
- 1 役員および校長(合わせて本部と通称)をもって構成する。
 - 2 必要に応じて会長が招集し、運営委員会にかける議題および緊急事項等を審議する。
- 第10条 運営委員会
- 1 役員、分科委員長、副委員長[P1]および校長をもって構成する。
 - 2 原則として会長が招集し、次の職務を行う。
 - ① 年間予算案および活動計画の立案
 - ② 総会および全委員会に提出する議案報告書の作成
 - ③ 各委員会間の連絡協調と PTA 活動の総合調整

④ その他緊急事項についての審議

第11条 分科委員会

1 各分科委員会の構成と運営は次のとおりとする。

- ① すべての委員会において、委員の中から委員長と副委員長を選出する。
- ② すべての委員会において、担当教諭をつけることとする。
- ③ 教職員の分科委員会の所属は規約第19条3にもとづく。
- ④ 各分科委員会は、会長と委員長が招集する。
- ⑤ すべての通知は、本部に送付する。
- ⑥ 各分科委員会は必要に応じて、役員および校長の出席を求めることができる。
- ⑦ 各委員会はその年度の各委員が決定したとき成立し、次年度の定期総会で候補者が承認されたとき解散する。

2 各分科委員会の職務は次のとおりとする。

① 地区代表委員会

- ・PTA、学校、地域諸団体との連携をはかり、児童の校外生活、通学の安全等、地域活動の推進をはかる。必要に応じて地区集会を開くことができ、会長と地区代表委員長が招集する。

② 学年委員会

- ・子どもが学校において使用する教材の購入に充てることができるベルマークの収集や、子どもが口にする給食を保護者が試食する機会をつくるとともに、衛生管理を徹底する。

③ たち野まつり実行委員会

- ・子ども、保護者、教職員の親睦を深めることを目的として、たち野まつりを企画、運営する。

④ 成人教育委員会

- ・すべての会員が子ども達との関わりを深め、且つ子どもをとりまく様々な環境を理解し見守るために協力し活動する。

⑤ 広報委員会

- ・PTA活動の情報を伝え、会員意識の向上に努め会員相互の意思の疎通をはかるため、広報誌を発行する。

⑥ 選考委員会は細則第3章にもとづく。

第12条 削除

第13条 臨時委員会

臨時委員会を設ける目的、構成、運営等の細則は全委員会の承認を必要とする。

この委員会は、その職務が終わったとき解散する。

第 3 章 選考委員会の構成および職務

- 第14条 選考委員会は、その年度の全委員会より数名および教職員会員若干名を加えて構成する。
- 第15条 教職員の委員は学校側に一任する。
- 第16条 この委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する
- 第17条 この委員会は役員(学校側役員を除く)、会計監査委員の候補者を、一般会員から選考し、本人の同意を得て定期総会で承認を得る。
- 第18条 この委員会はその年度の選考委員が決定したとき成立し、次年度の定期総会で候補者が承認されたとき解散する。
- 第19条 選考委員は、その年度の役員および会計監査委員にはなれない。
ただし、学校側はその限りではない。

第 4 章 会計監査委員会の構成と職務

- 第20条 会計監査委員は互選により委員長 1 名を選ぶ。
- 第21条 委員は予算の執行状況を監査する。
- 第22条 委員は中間監査と期末監査を行い、その都度帳簿に署名、捺印、監査年月日を記入する。
- 第23条 監査の結果は、定期総会に報告する。

第 5 章 座間市 PTA 連絡協議会の役員・会員との兼任

- 第24条 役員・校長および会計監査委員長は座間市 PTA 連絡協議会の役員または会員を兼任する。
- 第25条 削除

第 6 章 表彰規定

- 第26条 この規定は、本会の運営に特に功績のあった者および本校児童で善行があり、他の範として推奨したい者の表彰について定めることを目的とする。
- 第27条 表彰選考委員会が、本会の会員および児童が前条の目的に該当し表彰することが適当であると認めたときは、会長表彰を贈ることができ、会員にあっては総会、児童にあっては学校長と相談の上、臨時に会長が表彰する。

第28条 表彰選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・書記・会計
- 2 学校長
- 3 前号に掲げる者が、被表彰該当者であるときは、これにかわる者が代行するものとする。

第29条 表彰の資格および方法は、次のとおりとする。

- 1 ① 単P会長・副会長・会計・書記を3年以上経験した者および本会の運営活動に協力し功績が著しい者を、次期会長より表彰する。
② 善行があり他の範として推奨に値する児童を、会長より表彰する。
③ 功績が顕著のため、特に役員会で推薦のあった個人・団体を、会長より表彰する。
④ その他、児童の登下校の安全・水難防止・救助等、または児童の健全育成、PTA振興のために尽くした人で、その行為が表彰に値すると認められたときは、会長より表彰する。
⑤ その他、会長が必要と認めるとき。
 - 2 前項の表彰にあたっては、表彰状または感謝状と、必要があるときは副賞を贈るものとする。
 - 3 表彰者は、表彰者芳名帳に永久保存とする。
- 第30条 表彰の推薦は、毎年3月末日(必着)までにこの会に対し、別に定める様式により、これを行う。

第7章 慶弔規定

第31条 この規定は、会員および会員の児童を対象とする。

第32条 会員および会員の児童に事故があるときは、次の見舞いを贈る。

- 1 会員、会員の児童死亡の場合 15,000円相当の香典もしくは供物
- 2 教職員の配偶者死亡の場合 15,000円相当の香典もしくは供物
- 3 PTA活動および学校活動中の負傷(2週間以上の入院の場合)5,000円

第33条 この規定に定めなき事態が発生した場合は、その都度本部で協議し、運営委員会で報告する。

第 8 章 地区の分割・統合

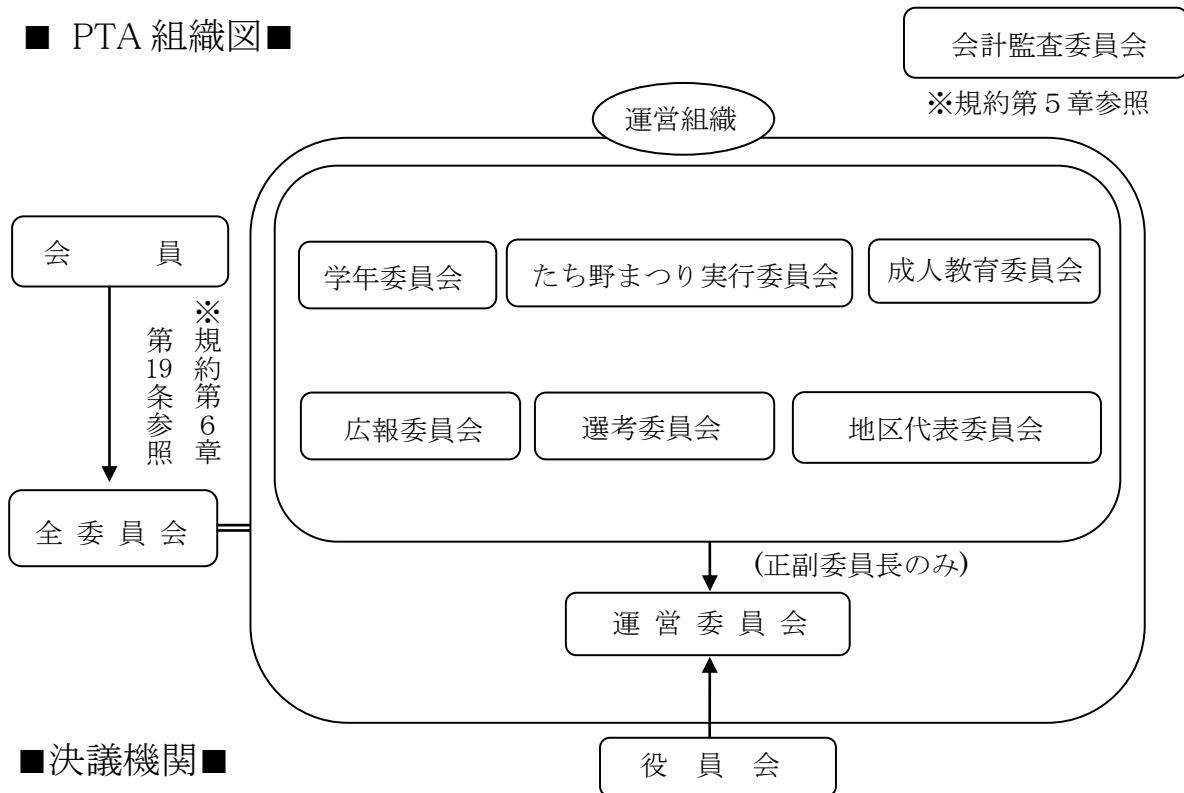
第34条 次の条件に達した時点で分割・統合を行うこととする。

- 1 各地区の児童数が 60 名になった時点で分割を行うこととする。
 - 2 各地区の児童数が 10 名になった時点で協議を開始し、7 名になった時点で統合することとする。
 - 3 統合によって児童数が 60 名になった場合、同時に分割することとする。
 - 4 マンションに関しては、この限りではない。

付則 細則は昭和 54 年 11 月 10 日から効力を発生する。

- 平成 15 年 5 月 2 日
平成 20 年 2 月 7 日
平成 25 年 4 月 26 日
平成 26 年 4 月 28 日
平成 28 年 4 月 25 日
令和 2 年 5 月 日
令和 3 年 4 月 26 日

■ PTA 組織図 ■



○最高決議機関 P T A 総会(規約第7章参照)

○第2決議機関全委員会(規約第8章参照)